

第35回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年12月2日（木）18:30～22:15
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 菅野委員、西島委員、小森委員、清野委員、松浦委員、高崎委員、三浦委員、宮田委員、平田委員、大江委員、岡本委員、小室委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 中間報告会の開催状況及びアンケート集計結果について
『「美幌町自治基本条例（仮称）」中間報告会アンケート調査報告書』により事務局より説明

3 中間報告書に対する意見等への対応について
町民、議会、職員からいただいた意見に対する起草部会での検討結果及び回答（案）について、事務局より「中間報告会意見検討結果」に基づき説明。

<No.1～3について>
回答（案）のとおり

<No.4について>

（委員）

検討結果（案）のとおりだと思うが、先に条例をつくり、それをきっかけに自治を築いていくという議論をこの会議でした覚えはない。

（委員）

多くの町民が必要性を理解し、町民から声が挙がって自治基本条例を創るのであれば30年はかかる。

（委員）

そうかもしれないが、今は、町民をおいたままやっている状態だ。もう少し多くの町民に知ってもらってからの方が良いのではないか。

（委員）

広報だとか、中間報告会チラシの全戸配布、HPなどでPRはしてきた。きちんとそれなりの方法で周知してきている。その結果、町民が集まらなかったのだから、いつまでも先延ばしにせずに、ある程度の時期で出発して、今後、見直しをしっかりとやるべき。

（委員）

まったく町民に知らせないで中間報告会をやったのではなく、中間報告会のPRはもちろん、これまでの町民会議の議論経過もHPなどで公表した上で実施している。これ以上のばすと、条例ができるのは、1年以上あとになる。また、仮にあと1年以上の時間をかけたとしても、その間に新しいものが生まれるかは疑問。

（委員）

これまで34回も議論してきたのだから、ここで立ち止まったら何をきっかけに再出発するのか。条例を制定し、今から出発するしかないと思う。

（委員）

この会議以外でも、自分たちのまちは自分たちで創らなければならないため、自治基本条例は、その考え方の基本であることを訴えているが、町の職員でも講演会などにはなかなか参加していただけないのが現状。条例を定めて、先に進んでいくべきだと思う。今後、いかにこの条例を町民の方に見てもらっても考えていかなければならない。

（副委員長）

これまでやれることはやってきた。まず、条例を制定し、地域主権について、自治体が自己決定、自己責任が重要であることの認識を一致させて、美幌町の自治を築いていこうということでスタートしたと思っている。ご理解いただきたい。

<No.5～7について>
回答（案）のとおり

<No.8・9について>
次回協議する

<No.10～11について>
回答（案）のとおり

<No.12について>
(委員)

修正案で良いと思う。矛盾がなくなる。「住民は」に修正しても、住民に未成年が含まれてしまうため、「選挙を通じて」というのが成り立たなくなる。

<No.13について>
(副委員長)

会議を非公開とする理由は、「個人情報絡むため」では、なぜだめなのか理解できない。

(委員)

非公開の理由を、公表できない案件もあった。その理由は個人情報ではなかった。

(委員)

非公開の理由を公表することによって、何を審議しているのか分かってしまい、それが分かってしまってはまずいこともある。

(委員)

非公開の理由の具体的な理由を公表しなければならないと言っているのではない。

(委員)

事前に公表することが難しい場合もある。事前でなくても、「公表する」といった規定が残っていれば良いのではないか。一部修正することで対応できるのではないか。

(副委員長)

個人情報以外で公開できないのはなにがあるのか。

(委員)

例えば、市町村合併を検討している場合、交渉中の経過は公表できない。外部にもらせない。外部にそのことを議論していることすら表に出せないことが考えられる。

(副委員長)

「その理由を公表し、」を削除することで整理したい。

<No.14について>
(委員)

誰を審議会等の委員として出すかは、その組織が決めるべきことだ。

(委員)

各審議会で、同じ人が2回以上委員になることはできない旨を、それぞれの審議会等のルールとして決めるべきだと思う。

(委員)

どの審議会も同じメンバーでやっているという趣旨の質問だと思う。

(委員)

「長に限るものではない」と書いても、書かなくても、決めるのは団体であり、結果は同じではないか。書かなくてもいいと思う。

(委員)

審議会等のメンバーが同じというのとは、「長に限るものではない」とは別の問題だ。

(委員)

昔は、長という流れがあった。私自身も、この会議に団体から出ているが、団体の長ではない。今は、長を出すという流れはない。

(委員)

条文に規定するということではない。解説に入れてもいいのではという意見。

(副委員長)

それは理解している。

(委員)

このままでいくしかないと思う。

<No.15・16について>

回答(案)のとおり

<No.17・18について>

(委員)

住民投票は、例えば、何かの施設を建てる時、町長や議会が町民の意見を聞くために住民投票をしているのに、その結果を尊重しないことはあり得ないと思う。

(事務局)

尊重しないのであれば、最終的にはリコールということになる。

(委員)

例えば、役場を建て替えるのに、現在地に建てるとして選挙で選ばれた町長や議員が、別の場所に建てると意見が変わった場合に、それはおかしいと住民投票になる可能性がある。

(アドバイザー)

住民投票の結果を最終的に判断するのは議会。議会が住民投票の結果と反対の結論を出せば、最終的にはリコールとなる。住民投票は、リコールの前の段階。

(副委員長)

回答(案)のとおりとしたい。

<No.19について>

回答(案)のとおり

<No.20について>

(委員)

住民投票を18歳以上としたのは、少子化で若い人が減っているため、若い人の意見も取り入れるべきであるという理由からであり、原文のままで良いと思う。

(副委員長)

回答(案)のとおりとしたい。

<No.21～25について>

回答(案)のとおり

<No.26について>

(委員)

町長から反論を超えた意見を言われても、議会から言えない。議員が反論できなかったと言われたことがある。一般質問の場では、反問について否定しにくいということが分かった。反問の論旨が変わってしまった場合に、非常にやりにくい。どこかに「論旨を変えて反問することはできない」を加えてほしい。

(委員)

議長の議場の整理が重要になってくる。

(委員)

文言で整理できるのであれば、意見のとおりとして、明記してもいいのではないか。

(副委員長)

議員は、行政のプロを相手にするのだから大変だと思う。町民報告会などで町民の意見を聞き、理論武装することを条例に盛り込んだ。議長が反問が論旨が変わっていないか采

配するのは当然だと思う。

(委員)

論旨の違う議論で、ただ時間を取られる訳にはいかない。

(委員)

個人としては努力する。しかし、こういうことを書かなくてもいい時代がくるまでは、どこかに載せることが必要になる場合があるかもしれない。

(アドバイザー)

会議規則に「論旨を変えて反問することはできない」に加えることで対応できないか。

(委員)

それは可能だ。町民会議の論立ては間違っていないが、現実をみて条例に規定することが必要な場合もある。

(副委員長)

回答(案)のとおりとしたい。

<No.27について>

回答(案)のとおり

<No.28・29について>

(委員)

議会には、報告会等を規定しているのに、町長にはない。二元代表制なのに片方だけにある。

(アドバイザー)

議会が町民と情報共有する機会。行政は、情報共有や町民参加で規定している。

(委員)

この意見は、津別でやっているのに、町長は直に町民と話す場をなぜやらないのかというものだと思う。

(委員)

行政には、自治会との懇談会などの町民の意見を聞く機会がある。議会にとっても、町民の意見を聞くことはプラスになる。

(委員)

今回の中間報告会で感じたのは、町民が行政のやることに無関心。これをどうにかしなければならない。打てば響く関係になるには、議会、町長に限らず、そのような場に町民が足を運ぶ機会を増やすべきだと思う。議会も行政も報告会を開催することにより、お互いに切磋琢磨することが理想だと思う。

(委員)

町長にもっと町民の中に入ってきてほしいということ。

(委員)

過去に行政でも報告会をやっていたことがある。

(委員)

町民に危機感がない。誰かに任せておけばという感覚。以前は、行政が町民との懇談会をやると要望ばかりであったが、今は違う。町民と一緒に動かなければならない。

(委員)

議会が1回やるから行政も1回という、やるやらないの話ではなく、町民主体なのだから、1回に限らずその都度行政に報告会の開催を要望していくべきだと思う。

(委員)

議員の考えは、それぞれ違うため、議会として報告会を開催するのはやりづらい。

(委員)

議員は町民の代表。今は、その機会がないので実施してほしい。

(副委員長)

津別町で、行政の報告会を年に3回も4回もやっていることを受けての意見だということとは理解している。他の章で行政への町民参加、情報共有などについて規定している中で、行政のところで規定するのはどうなのかということ。改めて、議論したい。

<No.30について>
回答（案）のとおり

<自治基本条例の施行に係る未整備の条例の取り扱いについて。
(事務局)>

中間報告会の中で、「別に定める条例はいつまでに整備するのか」「いつまでに定めるのか規定すべきではないか」というご意見をいただいた。

本来であれば、この条例スタートすると同時に付随する条例・制度も整備すべきだが、現実的には難しいため、この条例をスタートし、走りながらこの条例に規定されている条例・制度を整理していきたい。1年後までと期限を区切って整備していくという考えもあるが、本町は、まだまだできていないものがたくさんある。ニセコ町では、これまでやってきたことの担保をとるために自治基本条例を制定したが、それとは違い、今ないものを、この条例により整備していくというもの。素案では、行政と議会に努力規定がないため、法的には、施行と同時にすべて整備しなければならない。しかし、現実的には無理であるため、附則で整理をかけていきたいと思う。例えば「施行時点で未整備の条例及び制度については、3年以内に整備できるように努めるものとする」といった趣旨の規定をすること。3年あるからやらないということではない。早急にやらなければならないが、法的な矛盾がないようにしたい。

(委員)

条例を創るということは分かっていたのだから、3年も4年もというのではなく、1年で整備することを目指し、ダメであれば残った部分を次年度というように、もっとスピード感をもってやっていかなければならない。優先順位を決めて、影響があるものから進めて行くべきだと思う。

(委員)

3年という数字はありえない。何のために条例を創ったのか。最長で1年だと思っている。

(委員)

もともと出来ていないところに、この条例を創っているのだから、スタート時に整備されていないのは当たり前だと思う。順次、整備していけばいいと思うが、3年もかかるのか。

(事務局)

3年は仮の話。この条例の行政と議会のところに、努力規定がないことから、スタートするときは、すべて関連条例や制度が整備されていなければならない。しかし、現実的には困難であるため、技術的にどうするかということ。附則で1年と謳って、もし、できなければ改正しなければならない。そうしなければ、条例に触れてしまう。そこで、附則でどう定めるかということ、みなさんに話し合っていたきたい。

(アドバイザー)

どの条例・制度が、いつまでにできるのかを明確にしていくべき。今の段階では、いつごろまでにできるのか見えてこない。

(副委員長)

3年は仮の話ということであったが、やはり3年は長すぎる。

(委員)

この1年間、この条例を1年で形にするということで、集中的に夜遅くまで議論してきた。委員としての立場も3年間延長されるということか。

(副委員長)

その場合は、今の町民会議とは別組織になる。

(委員)

本来は、これまで議論してきた3年間で準備を進めて、条例の施行と同時にスタートしなければならない。それを、また3年かけて整備したいということにはならない。

(委員)

これまでより何を創るにも住民参加が必要になるため、パブリックコメントを実施するだけでも時間はかかる。

(事務局)

3年はあくまでも担保。

(委員)

やる前から3年でできるかどうか分からないと言っていたら、いつになったらできるのか。

(委員)

1年でできないのであれば、どうしてできないのか理由を説明し、延期すればいい。

(アドバイザー)

事務局の心配は当然。優先順位を付けて、附則で第何条何項については、いつまでにやると、きちんと規定すれば、透明性は保たれる。数は少ないが附則を付けた自治基本条例もある。

(委員)

資料を用意していただき、次回議論したい。

4 その他

(事務局)

次回の会議は、12月9日(木)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。